

○ 一般地区

■届出が必要な行為

① 開発行為および宅地造成行為

行為の種類	規 模
開発行為 (都市計画法第4条第12項)	3,000平方メートル以上のもの
宅地造成行為 (宅地造成等規制法第2条第2項)	3,000平方メートル以上のもの

② 建築物

行為の種類	規 模
建築物の新築、増築、改築	・高さが15メートルを超えるもの
	・高さが10メートルを超えるもので、 延べ面積1,500平方メートル以上のもの

③ 工作物

行為の種類	規 模
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するものの新設、増設、 改造	高さが15メートルを超えるもの